

大阪府
受動喫煙防止条例全面施行

2025年（令和7年）4月施行

2025年（令和7年）4月から
客席面積が**30m²**を超える飲食店は
『**原則屋内禁煙**』となります【罰則あり】
(詳しくは裏面をご覧ください)

ますます飲食店の
たばこのルールが
変わるで！

禁煙化？

喫煙室設置？

準備しなさいと…！！

飲食店は、「原則屋内禁煙」です

店内でたばこを吸う場合は、
専用の喫煙室の設置が必要です

お店に**標識**を
掲示しなければなりません



※標識は厚生労働省の
HPからダウンロードできます。

経営規模の**小さい既存飲食店**は
喫煙か禁煙かを選択できます
喫煙を選択する場合は、**届出**が必要です

規模の小さい既存飲食店とは

- ①2020年4月1日時点で営業している飲食店
- ②個人経営又は資本金が5,000万円以下
- ③客席面積が100㎡以下

(注)2022年4月より従業員を雇用している飲食店は、
客席の面積にかかわらず
「原則屋内禁煙」に努めてください。



©2014大阪府もずやん

2025年(令和7年)4月大阪府受動喫煙防止条例全面施行って??

2025年(令和7年)4月からは、上記①から③の条件を満たす**規模の小さい既存飲食店**のうち、
客席面積が**30㎡**を超える飲食店については「**原則屋内禁煙**」となります(罰則あり)

原則屋内禁煙」の取組みへの支援制度

◆国の支援策(受動喫煙防止対策助成金など)
喫煙室の設置などにかかる経費(工費、設備費、備品費、機械設置費等)

◆府独自の支援策(大阪府受動喫煙防止対策補助金)
大阪府受動喫煙防止条例の規制対象となる飲食店を対象にしています。
(1)喫煙室設置等事業
喫煙室の設置などにかかる経費(工費、設備費、備品費、機械設置費等)
(2)全面禁煙化事業
禁煙化に伴う改装などにかかる経費
(壁紙の貼替等の工費、クリーニング費及び客席で用いる備品費等。)
ただし、クリーニング費はたばこの汚れ・臭気の除去のためのものに限ります。

大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル

「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に
関する問い合わせは、以下をご利用ください。

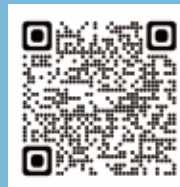
06(6944)8224

平日(月～金)9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く
※大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市に所在する施設は、下記が利用できます。

大 阪 市 受動喫煙防止対策コールセンター	06-6226-8471
堺 市 健康福祉局健康部 健康推進課	072-222-9936
豊 中 市 健康医療部 健康推進課	06-6152-7352
吹 田 市 健康医療部 健康まちづくり室	06-6384-2614
高 槻 市 保健所 健康医療政策課	072-661-9330
枚 方 市 保健所 保健医療課	072-807-7623
八 尾 市 保健所 保健企画課	072-994-0661
寝屋川市 保健所 保健総務課	072-829-7771
東大阪市 保健所 健康づくり課	072-960-3802

標識はどうすればいいの?

お店の入り口や喫煙室の入り口に掲示してください。
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
英語、中国語、韓国語の標識もあります。
(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)



詳細は大阪府ホームページ
をご確認下さい。

